

設立認証申請に係る縦覧書類

(令和7年度)

1 申請年月日

令和8年3月16日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 和い・輪い

3 代表者の氏名

原田 和人

4 主たる事務所の所在地

鈴鹿市野町西2丁目12番15号ビーハイブスズキ1E

5 定款記載の目的

この法人は、社会福祉施設における慢性的な人材不足の解消を図るとともに、利用者の余暇活動を充実させ、地域における支え合いの仕組みを強化することを目的とする。そのために、ボランティアの育成及び派遣、イベントの企画及び運営支援等を行い、福祉施設及び地域社会の質的向上に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和8年3月16日 ~ 令和8年3月30日

特定非営利活動法人 和い・輪い 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人和い・輪いという。

2 この法人は、「わい・わい」と読む。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県鈴鹿市野町西二丁目12番15号ピーハイブスズキ1Eに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会福祉施設における慢性的な人材不足の解消を図るとともに、利用者の余暇活動を充実させ、地域における支え合いの仕組みを強化することを目的とする。そのために、ボランティアの育成及び派遣、イベントの企画及び運営支援等を行い、福祉施設及び地域社会の質的向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 障がい者の自立と共生社会（障がいのある人となない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①社会福祉施設支援事業（余暇活動支援、交流機会の創出等）
- ②ボランティア育成・派遣事業
- ③スポーツ・文化・芸術等を通じた交流事業
- ④施設・地域における福祉活動の企画及びコーディネート事業
- ⑤前各号に附帯又は関連する事業

(2) その他の事業

- ①物品の販売事業
- ②講座及び研修等の実施に関する事業
- ③行政、企業団体等からの委託による受託事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費及び寄附金)

第8条 この法人の会費は徴収しない。

ただし、法人の事業運営のために寄附金を募ることを妨げない。

寄付は任意とし、寄付の有無により会員の権利義務に差を設けない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が

1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産

- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	原田 和人
理事	松村 和樹
理事	柴田 真也
理事	木下 宏安
監事	谷 隆太

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

役員名簿

特定非営利活動法人 和い・輪い

役名	氏名	住所及び居所	報酬の有無
理事長	原田 和人	個人情報のため隠しています。提出する書類には、住所の記載が必要です。	無
理事	松村 和樹		無
理事	柴田 真也		無
理事	木下 宏安		無
監事	谷 隆太		無

設立趣旨書

1 趣旨

近年、高齢化の進行や障害のある方を取り巻く環境の変化により、社会福祉施設や地域福祉の現場では人材不足や業務負担の増大が課題となっている。特に、余暇活動や文化・スポーツ活動、地域との交流の機会を十分に確保することが難しい状況が見受けられる。

また、地域住民やボランティアが福祉活動に参加したいという意欲を持っていても、活動の場や継続的な仕組みが整っておらず、その力が十分に活かされていない現状がある。本法人は、社会福祉施設への支援、ボランティアの育成及び派遣、スポーツ・文化・芸術活動を通じた交流事業、並びに地域住民が気軽に集える場づくりを行うことにより、地域福祉の向上と人と人とのつながりを深め、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として設立するものである。

2 申請に至るまでの経過

設立代表者をはじめとする関係者は、これまで地域において社会福祉施設との交流活動や、スポーツ及び文化活動を通じた地域イベント、ボランティア活動等に取り組んできた。その中で、施設支援や地域交流を継続的に行うための仕組みづくりの必要性を強く認識するに至った。

活動の継続性及び信頼性を高め、より多くの関係機関や地域住民と連携して事業を推進するためには、法人格を取得し、組織的かつ安定的な運営体制を構築することが不可欠であるとの結論に至った。そこで、特定非営利活動法人「和い・輪い(わいわい)」を設立し、地域福祉の向上と誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して活動を行うこととし、ここに設立認証を申請するものである。

R8年 1月 10日

特定非営利活動法人 和い・輪い

設立代表者 氏名 原田 和人

R8 年度事業計画書

（ 法人成立の日 ～令和9年3月31日）

特定非営利活動法人 和い・輪い

1 事業実施の方針

本法人は、地域の社会福祉施設、障がいのある人、高齢者及び地域住民を対象に、スポーツ・文化・芸術・交流活動を通じて、人と人とのつながりを育み、誰もが安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的として事業を実施する。

設立初年度は、無理のない規模で事業を実施し、関係機関・施設・地域との信頼関係の構築を重視する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
社会福祉施設支援事業（余暇活動支援交流機会の創出等）	社会福祉施設の余暇活動のコーディネート、ボランティア派遣	月に数回	三重県内施設	5人	施設利用者 20人ほど
スポーツ・文化・芸術を通じた交流事業	スポーツによる施設職員・ボランティアさんとの交流	月に1回	三重県障害者総合センター体育館等	5人	施設職員 地域の人 約30人
施設・地域における福祉活動の企画及びコーディネート事業	・ポッチャ交流会 ・音楽イベント、茶話会等	年に数回	三重県内	5人	施設利用者 20人 職員・地域の人 20人

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額 (千円)
	活動なし				

R9 年度事業計画書

(R9 年 4 月 1 日 ~ R 10 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 和い・輪い

1 事業実施の方針

令和 9 年度は前年度に実施した事業を継続・発展させ地域及び福祉施設との連携をさらに強化する。ボランティアの参加拡大を図り、交流事業の回数及び規模を段階的に拡充することで、地域福祉の向上に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
社会福祉施設支援事業 (余暇活動支援 交流機会の創出等)	社会福祉施設の余暇活動のコーディネート、ボランティア派遣	月に数回	三重県内施設	5 人	施設利用者 20 人ほど
スポーツ・文化・芸術等を通じた交流事業	スポーツによる施設職員・ボランティアさんとの交流	月に 1 回	三重県身体障害者総合センター体育館等	5 人	施設職員 地域の人 約 30 人
施設・地域における福祉活動の企画及びコーディネート事業	・ポッチャ交流会 ・音楽イベント、茶話会等 ・社会福祉施設のイベントコーディネート	年に数回	三重県内	5 人	施設利用者 20 人 職員・地域の人 20 人

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額 (千円)
	活動なし				

R8 年度 活動予算書
 法人成立の日から R9年 3月 31日 日まで
 特定非営利活動法人 和い・輪い

(単位：円)

科目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費	0		0
正会員受取会費	0		0
賛助会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金	60,000		60,000
受取寄附金	60,000		60,000
3. 受取助成金等	0		0
受取民間助成金	0		0
4. 事業収益	36,000		36,000
社会福祉施設及び地域支援事業収益	0		0
ボランティア育成・派遣事業収益	0		0
スポーツ・文化・芸術等を通じた交流事業収益	36,000		36,000
物品販売、講座・研修等及び受託事業収益	0		0
5. その他収益	0		0
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	96,000	0	96,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
売上原価	0		0
会議費	0		0
旅費交通費	5,000		5,000
消耗品費	5,000		5,000
賃借料	36,000		36,000
研修費	0		0
通信費	0		0
印刷費	3,000		3,000
保険料	0		0
講師謝金	30,000		30,000
雑費	6,000		6,000
その他経費計	85,000	0	85,000
事業費計	85,000	0	85,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
売上原価	0		0
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
消耗品費	5,000		5,000
賃借料	0		0
研修費	0		0
通信費	0		0
印刷費	0		0

保険料	0		0
講師謝金	0		0
雑費	6,000		6,000
その他経費計	11,000	0	11,000
管理費計	11,000	0	11,000
経常費用計	96,000	0	96,000
当期経常増減額	0	0	0
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計	0		0
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	0		0
当期正味財産増減額	0		0
設立時正味財産額	0		0
次期繰越正味財産額	0		0

R9年度 活動予算書
R9年 4月 1日から R10年 3月 31日まで
特定非営利活動法人 和い・輪い

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費	0		0
正会員受取会費	0		0
賛助会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金	80,000		80,000
受取寄附金	80,000		80,000
3. 受取助成金等	0		0
受取民間助成金	0		0
4. 事業収益	36,000		36,000
社会福祉施設及び地域支援事業収益	0		0
ボランティア育成・派遣事業収益	0		0
スポーツ・文化・芸術等を通じた交流事業収益	36,000		36,000
物品販売、講座・研修等及び受託事業収益	0		0
5. その他収益	0		0
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	116,000	0	116,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
売上原価	0		0
会議費	0		0
旅費交通費	5,000		5,000
消耗品費	5,000		5,000
賃借料	36,000		36,000
研修費	0		0
通信費	0		0
印刷費	3,000		3,000
保険料	0		0
講師謝金	50,000		50,000
雑費	6,000		6,000
その他経費計	105,000	0	105,000
事業費計	105,000	0	105,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
売上原価	0		0
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
消耗品費	3,000		3,000
賃借料	0		0
研修費	0		0
通信費	0		0
印刷費	0		0

保険料	0		0
講師謝金	0		0
雑費	5,000		5,000
その他経費計	8,000		8,000
管理費計	8,000		8,000
経常費用計	113,000		113,000
当期経常増減額	3,000		3,000
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	3,000	0	3,000
前期繰越正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	3,000	0	3,000